

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 1 月 21 日（火）第 584 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

- 漁船法施行細則の一部を改正する規則（※）（水産振興課取扱い） 1
○鹿児島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（※）（水産振興課取扱い） 1

告

示

- 指定管理者の指定（国際交流課取扱い） 2
○保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定予定の通知（4件）（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 4
○くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止（水産振興課取扱い） 5
○道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 5
○道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 6

公

告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

規 則

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 1 号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則（昭和26年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 項 第 3 号 中「印鑑証明書」を「申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書）」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の漁船法施行細則第 6 条 第 1 項 第 3 号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第 1 項の登録の申請について適用し、施行日前の登録の申請については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 2 号

鹿児島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和 2 年鹿児島県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 38 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県国際交流センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
鹿児島国際交流促進センター
福岡市博多区店屋町 4 番 8 号
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 39 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
枕崎市下松町 935 番，939 番，939 番 1，940 番，941 番，945 番，946 番，946 番 1，別府字山神ノ谷 19664 番 1 から 19664 番 3 まで，19665 番，19693 番 1，19694 番 1，字駒ヶ水平 19697 番 1，19698 番 12
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 40 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市頴娃町郡字中園原10725番 1， 字梶平10730番 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市川永野町字大原野6519番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町山田字大谷2204番11， 2204番22， 2204番23
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

阿久根市波留字妙法3736番 3，3746番 3，3750番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町白男川字寺ノ下3325番，3327番 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡宇検村大字芦検字大小森1548番1，字角須首1590番，字春入1549番1から1549番3まで
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第46号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－3に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が，鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を超えており，法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお，鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は，令和7年1月22日から同年3月31日までの間とする。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和7年1月21日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	霧島市福山町福地字上持手木1887番1地先から同市福山町福沢字銭瓶口3767番2地先まで	前 後	8.1～51.0	418.0
				9.9～51.0	409.0

鹿児島県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和7年1月21日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	熊毛郡南種子町中之上字赤尾木山崎2121番3地先から 2121番5地先まで	前 後	12.5～12.5 12.5～15.0	41.0 41.0

鹿児島県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年1月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	58号	熊毛郡南種子町中之上字赤尾木山崎2121番3地先から 2121番5地先まで	令和7年 1月21日

北薩地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年1月21日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
タートル体力運動能力開発ラボ TURTLE KIDS	薩摩川内市隈之城町14番1	株式会社タートルキッズ	薩摩川内市御陵下町5番10号	深堀 二水	令和7年 1月1日	放課後等 デイサービス

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年1月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
阿久根市多田字阿弁田441番4の一部、441番16の一部及び442番の一部並びに字多田山894番1の一部、896番1の一部及び915番2
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市山之口町7番8号
ケイオー開発株式会社
代表取締役 野村朋

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 2 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 1 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P うる星やつら 2 N 2 - K	株式会社ニューギン	4P1533
ぱちんこ遊技機	P A C Y B O R G 0 0 9 N 2 - K	株式会社ニューギン	410761
ぱちんこ遊技機	P ファンキードクター D	マルホン工業株式会社	4P1523
ぱちんこ遊技機	P シャカ R U S H Z A	マルホン工業株式会社	4P1649
ぱちんこ遊技機	P 少女歌劇レヴュースタァライト L T 1	豊丸産業株式会社	4P1563
ぱちんこ遊技機	e A ぶらねっとアポロ G O 4	豊丸産業株式会社	410713
ぱちんこ遊技機	e 牙狼神速神撃 3 0 0 0 L T - R B	株式会社サンセイアール アンドディ	410800
ぱちんこ遊技機	P 桃剣鬼神 Z C	株式会社ソフィア	210299
ぱちんこ遊技機	e 東京喰種 W	株式会社ジェイビー	410807
ぱちんこ遊技機	P 織田信奈の野望全国版 V 1 D	株式会社高尾	4P1368
回胴式遊技機	L シスタークエスト C A	カルミナ株式会社	430730
回胴式遊技機	L スマスロカイジ 狂宴 F J	株式会社ロデオ	4S1731
回胴式遊技機	L ゴジラ N S	株式会社ニューギン	430766
回胴式遊技機	L / スマスロマギアレコード / R N	株式会社ミズホ	4S1598